

## 【現行】ヒューリック浅草橋ビル駐輪場 利用約款（ご案内）

2020年3月1日

（総則）

1. 当駐輪場を利用する方は、本利用約款に記載してある事項ならびに場内に設置している当駐輪場の利用方法に関する掲示、その他別途掲示された内容につき承諾のうえ、利用するものとします。

（営業時間等）

2. 当駐輪場の営業時間は5：00から24：30までとします。  
但し、設備点検等により営業時間の短縮や臨時に休業する場合があります。
3. 駐輪場等の管理のための係員（以下「管理員」といいます。）が利用申込の受付、場内巡回等のために勤務する時間および休日は、利用案内看板等に掲示します。

（定期利用の申込等）

4. 定期利用の申込は毎月20日から月末までの間に、申込順に1人1台に限って受付いたします。  
なお、新規申込の受付時間は7：00から19：00までといたします。ただし、特に期間等の表示がある場合は、その期間中に受付いたします。

（利用手続きおよび利用料金等）

5. 定期利用の申込および契約の手続きは、当社の定めた方式によるものとします。
6. 契約期間およびこれに対応する利用料金等は、当社の定めたところにより、利用案内看板等に掲示いたします。
7. 定期利用の申込の際は、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の写しをご提出いただきます。  
なお、台東区内にお勤め（ご通学）の方は、社員証（学生証）の写しをご提出いただきます。
8. 定期利用の申込（契約）手続きを終えた方には、定期カードおよび定期利用シールを交付いたします。  
定期利用シールは自転車・原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の見やすい位置（後輪の泥除けカバー）に必ず貼ったうえで駐輪してください。
9. 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り、当社の定めた方式により払戻しいたします。なお、料金の日割精算はいたしません。
10. 定期利用（区民料金）の場合、利用者が台東区民（または、同区内在勤者・在学者）でなくなった場合は、速やかにその旨を管理員に届出しなければなりません。  
また、台東区民（または在勤者・在学者）でなくなった場合は、区民外料金を支払わなければなりません。
11. 利用者は、定期利用を解約する場合は、定期カードおよび定期利用シールを返却しなければなりません。

（定期利用契約の更新）

12. 定期利用契約の更新は、更新満了月の20日から月末までに前払いするものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
13. 前項の期日までに利用契約の更新をしなかった場合は、特に当社の承認がない限り、その契約は期間満了の日に終了したものとします。

（定期カード等の再交付等）

14. 定期カードを再発行する際は登録手数料をお支払いいただきます。
15. 定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合のほかは、原則として再交付いたしません。
16. 定期利用シールの紛失に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。

（自転車等の盗難・損害等）

17. 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損害等については、一切の責任を負いません。

（利用上の注意）

18. 利用者は、管理員から定期カード、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じなければなりません。
19. 利用者は、自転車等の車両変更や代車を使用する場合は、当社まで事前に連絡しなければなりません。
20. 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に駐輪しなければなりません。
21. 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備え、駐輪の際には必ず施錠しなければなりません。
22. 利用者は、駐輪場内での火気の使用またはごみ等散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
23. 当駐輪場内のエレベーターには自転車等を乗せてはなりません。
24. 利用者は、故意または重大な過失により、駐輪場施設や場内の他の自転車等または人身に損害を与えた場合は、これを弁償しなければなりません。
25. 駐輪場の利用についての不正があった時は、以後の利用をお断りする場合があります。
26. 契約期間満了の後、1ヶ月を経過しても引き取りのない自転車等は放置車両として処分します。
27. 当社は、利用者間のトラブルや、第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害への責任は負いかねます。
28. 当社・利用者は、駐輪場定期利用申込時および将来において、次の各号の一つにも該当しないことを表明し保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、総会屋、特殊知能暴力集団等およびこれらと密接な関係を有するもの、その他反社会的勢力と認められるもの（以下合わせて「反社会的勢力」という。）。)
  - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」という。）。)
  - (3) 法人の場合、その株主・役員その他経営に実質的に支配するもの（以下「役員等」という。）が反社会的勢力または元反社会的勢力であること。
  - (4) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、脅迫的行為、その他違法行為をおこなうもの。

以上

## 【変更後】ヒューリック浅草橋ビル駐輪場 利用約款（ご案内）

2022年1月1日

（総則）

3. 当駐輪場を利用する方は、本利用約款に記載してある事項ならびに場内に設置している当駐輪場の利用方法に関する掲示、その他別途掲示された内容につき承諾のうえ、利用するものとします。

（営業時間等）

4. 当駐輪場の営業時間は5：00から24：30までとします。  
但し、設備点検等により営業時間の短縮や臨時に休業する場合があります。
3. 駐輪場等の管理のための係員（以下「管理員」といいます。）が利用申込の受付、場内巡回等のために勤務する時間および休日は、利用案内看板等に掲示します。

（定期利用の申込等）

4. 定期利用の申込は、当社の定めた方式によるものとし、毎月20日から月末までの間に、申込順に1人1台に限って受付いたします。  
なお、新規申込の受付時間は7：00～19：00、土日祝は10：00～18：00といたします。ただし、特に期間等の表示がある場合は、その期間中に受付いたします。
5. お申込みいただいても、収容台数・車両の形状・利用者のこれまでの利用状況等諸事情により、承諾できない場合があります。
6. 契約期間およびこれに対応する利用料金等は、当社の定めたところにより、利用案内看板等に掲示いたします。
7. 定期利用の申込の際は、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の写しをご提出いただきます。  
なお、台東区内にお勤め（ご通学）の方は、社員証（学生証）の写しをご提出いただきます。

（利用手続きおよび利用料金等）

8. 定期利用の申込（契約）手続きを終えた方には、定期カードおよび定期利用シールを交付いたします。  
定期利用シールは自転車・原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の見やすい位置（後輪の泥除けカバー）に必ず貼ったうえで駐輪してください。
9. 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り、当社の定めた方式により払戻しいたします。なお、料金の日割精算はいたしません。
10. 定期利用（区民料金）の場合、利用者が台東区民（または、同区内在勤者・在学者）でなくなった場合は、速やかにその旨を管理員に届出しなければなりません。  
また、台東区民（または在勤者・在学者）でなくなった場合は、区民外料金を支払わなければなりません。
11. 利用者は、定期利用を解約する場合は、定期カードおよび定期利用シールを返却しなければなりません。

（定期利用契約の更新）

12. 定期利用契約の更新は、更新満了月の20日から月末までに前払いするものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。  
なお、収容台数・車両の形状・利用者のこれまでの利用状況等諸事情により、更新を承諾できない場合があります。
13. 前項の期日までに利用契約の更新をしなかった場合は、特に当社の承認がない限り、その契約は期間満了の日に終了したものとします。

（定期カード等の再交付等）

14. 定期カードを再発行する際は登録手数料をお支払いいただきます。
15. 定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合のほかは、原則として再交付いたしません。
16. 定期利用シールの紛失に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。

（自転車等の盗難・損害等）

17. 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損害等については、一切の責任を負いません。

（利用上の注意）

18. 利用者は、管理員から定期カード、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じなければなりません。
19. 利用者は、自転車等の車両変更や代車を使用する場合は、当社まで事前に連絡しなければなりません。
20. 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に駐輪しなければなりません。
21. 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備え、駐輪の際には必ず施錠しなければなりません。
22. 利用者は、駐輪場内での火気の使用またはごみ等散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
23. 当駐輪場内のエレベーターには自転車等を乗せてはなりません。
24. 利用者は、故意または重大な過失により、駐輪場施設や場内の他の自転車等または人身に損害を与えた場合は、これを弁償しなければなりません。

25. 駐輪場の利用についての不正があった時、または管理員の指示に従わない時は、以後のご利用をお断りします。

26. 契約期間満了の後、1ヶ月を経過しても引き取りのない自転車等は放置車両として処分します。
27. 当社は、利用者間のトラブルや、第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害への責任は負いかねます。
28. 当社・利用者は、駐輪場定期利用申込時および将来において、次の各号の一つにも該当しないことを表明し保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、総会屋、特殊知能暴力集団等およびこれらと密接な関係を有するもの、その他反社会的勢力と認められるもの（以下合わせて「反社会的勢力」という。）。
  - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」という。）。
  - (3) 法人の場合、その株主・役員その他経営に実質的に支配するもの（以下「役員等」という。）が反社会的勢力または元反社会的勢力であること。
  - (4) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、脅迫的行為、その他違法行為をおこなうもの。

29. 本約款の内容を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を掲示およびインターネットにより周知するものとします。

以上